

拒絶査定となった専利出願に対する 不服審判処理ガイドライン

公布日：2022

公布機関：国家知識産権局

一、適用範囲

本部分は、拒絶査定となった専利出願に対する不服審判の処理に適用される。

二、項目情報

項目名称：拒絶査定となった専利出願に対する不服審判

子項目名称：無

審査承認類別：非行政許可審査承認

項目番号：33004

三、処理根拠

「**専利法**」**第四十一条**によると、専利出願人は、国務院専利行政部門の拒絶査定に不服がある場合、通知を受け取った日から3ヶ月以内に、国務院専利行政部門に不服審判を請求することができる。国務院専利行政部門は、不服審判後に決定を下し、かつ専利出願人に通知する。

専利出願人は国務院専利行政部門の不服審判決定に不服がある場合、通知を受け取った日から3ヶ月以内に人民法院に提訴することができる。

四、受理機関

国家知識産権局専利局

五、決定発行機関

国家知識産権局専利局

六、不服審判請求条件

不服審判請求事件は以下の条件を満たさなければならない。

1. 拒絶査定に不服がある場合、専利出願人は国家知識産権局専利局に不服審判を請求することができる。
2. 拒絶査定を受けた出願人は、不服審判を請求することができる。拒絶査定を受けた出願人が共同出願人に該当する場合、不服審判請求人は出願人全員でなければならない。
3. 拒絶査定を受けた出願人は、専利局から下された拒絶査定の決定を受け取った日から3ヶ月以内に、不服審判を請求することができる。請求人は抵抗できない事由又はその他の正当な理由により上記法定期限に遅れた場合、専利法実施細則第六条に基づいて権利の回復を請求することができる。

七、不服審判請求資料

不服審判請求人は、専利局復審・無効審理部に不服審判請求の紙書類を提出するにあたって、以下の資料を提出しなければならない。

1. 不服審判請求人は、不服審判請求書の原本1部を提出し、理由を説明し、必要に応じて更に関連証拠を添付するとともに、証拠の原本1部を提出しなければならない。請求人は、国家知識産権局の政府ウェブサイト（www.cnipa.gov.cn）にログインして不服審判請求書様式をダウンロードすることができる。不服審判請求人は、法廷で中間文書又は関連証拠を1式2部（原本1部とコピー1部）提出しなければならない。

2. 不服審判請求書は、所定の様式に合致するものでなければならない。所定の様式に合致しない場合、専利局復審・無効審理部は指定期限内に補正するよう不服審判請求人に通知しなければならない。

3. 不服審判請求人は、不服審判手続において専利代理機構に委託し、かつ委託書に、委託権限が不服審判手続の関連事務の処理に限ると明記した場合、復審・無効審理部に不服審判手続授權委託書の原本1部を提出しなければならない。請求人は国家知識産権局の政府ウェブサイト（www.cnipa.gov.cn）にログインして不服審判手続授權委託書様式をダウンロードすることができる。

4. 不服審判請求人は、不服審判手続において専利代理機構に委託し、かつ委託権限が不服審判手続の関連業務の処理に限った場合、その委託手続又は委託解除、辞任手続を専利局復審・無効審理部で行わなければならない。

不服審判請求人は、電子方式で不服審判請求書類を提出することもできる。不服審判請求人は、「専利復審無効宣告電子請求システム」にログインし、要求通りに不服審判請求書を記入し、理由を説明するとともに、関連証拠資料のスキャン1部を提出しなければならない。

不服審判請求人は、不服審判手続において専利代理機構に委託し、かつ委託書に、委託権限が不服審判手続の関連事務の処理に限ると明記した場合、専利局復審・無効審理部に不服審判手続授權委託書のスキャン1部を提出しなければならない。

八、不服審判請求の提出方式

1. 郵送

請求人は郵送で不服審判請求書類を提出することができる。郵送先住所：〒100088 北京市海淀区蓊門橋西土城路6号 国家知識産権局 専利局復審・無効審理部

2. 手渡し

請求人は専利局受理ホームまで不服審判請求書類を提出することができる。専利局復審・

無効審理部は国家知識産権局専利局の受理ホールに不服審判・無効業務窓口を設けている。

住所：〒100088 北京市海淀区蓊門橋西土城路6号 国家知識産権局専利局受理ホール。

3. 電子的提出

請求人は中国専利電子出願システムにログインし、審判無効電子請求モジュールを利用して不服審判請求書類を提出することができる。

九、専利出願に対する不服審判手続の処理手順

(一) 手続の処理

1. 不服審判請求書の提出と不服審判費用の納付

不服審判請求人は、拒絶査定決定を受け取った日から3ヶ月以内に不服審判請求書を提出するとともに、この期限内に不服審判請求費用を納付する。不服審判請求費用は減額できる。上記期限内に不服審判請求書類を提出していない場合であって、専利法実施細則第六条の関連規定に合致しているときは、不服審判請求人は、権利回復請求書を提出し、権利の回復を請求することができる。

不服審判請求人は、不服審判を請求するにあたって、専利出願書類を補正することができる。ただし、補正は拒絶査定決定に指摘された欠陥の解消に限るものとする。

不服審判請求費用の納付方式：

(1) 郵便振込

住所：〒100088 北京市海淀区蓊門橋西土城路6号

カスタマーマーチャントID：110000860

受取人：国家知識産権局専利局収費処

(2) 銀行振込

受取銀行：中信銀行北京知春路支店

口座番号：7111 7101 8260 0166 032

専利費用徴収口座名義：国家知識産権局専利局

(3) オンライン納付

電子出願登録ユーザーは、中国専利電子出願網（cponline.cnipa.gov.cn）にログインして費用を納付することができる。

2. 不服審判請求受理通知書

不服審判請求が方式審査を経て専利法及びその実施細則並びに審査指南の関連規定に合致している場合、国家知識産権局専利局は、請求人に対して受理通知書を発出する。

3. 不服審判請求補正通知書

不服審判請求が方式審査を経て専利法及びその実施細則並びに審査指南の関連規定に合致せず、補正する必要がある場合、国家知識産権局専利局は、請求人に対して補正通知書を発出する。請求人は補正通知書を受け取った日から起算する指定期限内に補正しなければならない

4. 不服審判請求見なし未提出通知書

不服審判請求が以下の状況の一つに該当する場合、専利局復審・無効審理部は、請求人に対して見なし未提出通知書を発出する。

- (1) 請求人が補正通知書の指定期限内に補正しなかった場合
- (2) 請求人が指定期限内に補正したが、2回補正してもなお同様の欠陥が存在する場合
- (3) 請求人が拒絶査定を受け取った日から3ヶ月以内に不服審判を請求したが、この期限内に不服審判費用を納付しなかった又は全額の納付をしなかった場合
- (4) 請求人が状況(3)に掲げる事情を有し、かつ権利の回復を請求しなかった場合、又は行われた権利回復の請求が専利法実施細則第六条又は第九十九条第一項の権利回復請求に関する規定に合致していない場合

5. 不服審判請求不受理通知書

不服審判請求が以下の状況の一つに該当する場合、国家知識産権局専利局は、請求人に対して不受理通知書を発出する。

- (1) 請求人が拒絶査定を受けた出願人ではない場合
- (2) 請求人が専利局から下された拒絶査定決定に対し、不服審判を請求しなかった場合
- (3) 請求人が拒絶査定決定を受け取った日から3ヶ月以内に不服審判を請求しなかった場合
- (4) 請求人が状況(3)に掲げる事情を有し、かつ権利の回復を請求しなかった場合、又は行われた権利回復の請求が専利法実施細則第六条又は第九十九条第一項の権利回復請求に関する規定に合致していない場合
- (5) 中国で常住地又は営業所のない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が請求人として規定に従って専利代理機構に委託しなかった場合
- (6) 不服審判請求に関わる専利出願がまだ拒絶査定を受けていない場合

(二) 不服審判手続の終了

以下の状況の一つに該当する場合、不服審判手続は終了する。

1. 期限を過ぎても回答しなかったことにより、その不服審判請求が取り下げられたものと

みなされた場合

2. 国家知識産権局専利局から不服審判決定が下される前に、請求人がその不服審判請求を取り下げた場合

3. 既に受理された不服審判請求が受理条件に合致しないことにより却下された場合

4. 不服審判決定が下された後、請求人が当該不服審判決定に不服があるが、所定の期限内に提訴しなかった、又は人民法院の発効した判決で当該不服審判決定を維持した場合

(三) 不服審判手続の優先審査

以下の状況の一つに該当する専利不服審判事件に対し、優先審査を請求することができる。

1. 省エネ・環境保護、次世代情報技術、バイオ産業、ハイエンド装備製造産業、新エネルギー、新材料、新エネルギー自動車、スマート製造等の国家重点発展産業に関わるものである場合

2. 各省級及び区を設けた市級の人民政府が重点的に奨励する産業に関わるものである場合

3. インターネット、ビッグデータ、クラウドコンピューティング等の分野に関わりかつ技術又は製品の更新スピードが速いものである場合

4. 不服審判請求人が既に実施の準備を整えた若しくは既に実施を開始した場合、又は他人がその発明製造を実施していることを証明する証拠がある場合

5. 同一の主題について中国で初めて専利出願を行ってまたその他の国又は地域で出願する当該中国における初出願である場合

6. 国家利益又は公共利益に重大な意義があり、優先審査が必要なその他の出願である場合

専利不服審判について優先審査を請求する場合、不服審判請求人全員の同意を得なければならない。優先審査を請求する専利不服審判事件は電子出願方式を用いなければならない。

当事者は、不服審判事件の優先審査を請求する場合、優先審査請求書及び関連証明書類を提出しなければならない。実体審査又は初歩審査手続において既に優先審査がなされた専利不服審判事件以外、優先審査請求書には、國務院の関係部門又は省級の知識産権局が推薦意見を記入しなければならない。

国家知識産権局の政府ウェブサイト (www.cnipa.gov.cn) にログインして不服審判、無効宣告手続優先審査請求書をダウンロードすることができる。

十、不服審判費用の徴収根拠及び基準

費用徴収根拠：「国家発展改革委員会、財政部による国家知識産権局行政事業性費用徴収基準の再発行等の関連問題に関する通知」（発改価格〔2017〕270号）、「財政部、国家発展改革委員会による一部の行政事業性費用の徴収停止・免除及びその関連政策の調整に関する通知」（財税〔2018〕37号）。

不服審判費用について、発明専利は1,000円で、実用新案専利は300円で、意匠専利は300元である。不服審判請求費用は減額できる。減額比率について、請求人が個人又は機構である場合は、85%減額し、2人以上の個人又は単位が共同請求人である場合は、70%減額する。

不服審判費用減額の請求については、専利出願と同時に進めても良いし、関連費用納付期限の満了日から2ヶ月半前に行っても良い。上記規定に従って減額を請求しなかった場合は、減額しない。

十一、審査結果

不服審判請求の審査決定は以下の3種類に分けられる。

- (1) 不服審判請求が成立せず、拒絶査定決定を維持する。
- (2) 不服審判請求が成立し、拒絶査定決定を取り消す。
- (3) 専利出願書類が不服審判請求人の補正を経て、拒絶査定決定に指摘された欠陥を克服した場合、補正された書類に基づいて拒絶査定決定を取り消す。

十二、結果送達

専利局は、郵送で通知及び決定を不服審判請求人に送達する。通知及び決定が戻されて再郵送できない場合、専利局は、専利公報で公告により請求人に通知する。公告日から1ヶ月を経過した時点で通知及び決定は既に送達されたものと見なされる。

十三、請求人の権利と義務

請求人は、国家知識産権局専利局の不服審判決定に不服がある場合、通知を受け取った日から3ヶ月以内に北京知識産権法院に提訴することができる。

請求人は、国家知識産権局専利局から下された専利不服審判に関する手続上の決定に不服がある場合、法に基づいて行政不服審査を申し立てることができる。

十四、問合せ手段

(一) 電話での問合せ：(010) 62356655

(二) 手紙での問合せ：

問合せ先の名称：国家知識産権局専利局復審・無効審理部

住所：〒100088 北京市海淀区蓊門橋西土城路6号 国家知識産権局 専利局復審・無効審理部

十五、苦情申立ルート

(一) 電話による苦情申立：01062083357

(二) オンライン苦情申立：

国家知識産権局審査業務評議プラットフォーム(<http://scywts.cnipa.gov.cn>)

(三) 手紙による苦情申立：

苦情受付部門：国家知識産権局信訪（投書陳情受付）室

住所：〒100088 北京市海淀区蕪門橋西土城路6号 国家知識産権局信訪室

十六、事務所住所と勤務時間

(一) 事務所住所：

国家知識産権局専利局復審・無効審理部：北京市昌平区朱辛莊中路 国家知識産権局。

(二) 勤務時間：

営業日 8:00 ～ 17:00。

(三) 交通案内

国家知識産権局専利局復審・無効審理部：北五環路与北六環路の間に位置し、西側が京蔵（北京～チベット）高速道路に隣接し、南側が七北路の主要都市幹線道路であり、蕪門橋から約20キロ、東側の輕軌昌平線と地下鉄8号線の乗換駅（朱辛莊駅）から約2.3キロである。

十七、公開検索

請求人は中国と多国の専利審査情報照会システム (<http://cpquery.cnipa.gov.cn>) にログインして関連審査情報の照会を行うことができる。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/7/22/art_2644_166628.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。